

ETC カード利用規定を改定いたします。
 尚、改定した利用規定は、2026 年 5 月 1 日から適用となります。
 ※下線部は、改定部分を示します。

ETC カード利用規定 新旧対照表	
改定前	改定後
第 1 条 (用語の定義) 7. 「ETC 会員」とは、会員規約及び本規定を承認のうえ、当社所定の方法で ETC カードの発行を申込み、当社が <u>入会等</u> を承認したことにより ETC カードの貸与を受けている会員をいいます。	第 1 条 (用語の定義) 7. 「ETC 会員」とは、会員規約及び本規定を承認のうえ、当社所定の方法で ETC カードの発行を申込み、当社が <u>発行</u> を承認したことにより ETC カードの貸与を受けている会員をいいます。
第 5 条 (本カードの新規発行手数料) ETC 本人会員、または ETC コーポレート会員は、当社に対し、会員規約に定める年会費とは別に、第 3 条 1 項に定める ETC カード発行の対価として、申込書及びホームページ等に記載する所定の新規発行手数料を支払うものとします。新規発行手数料は、 <u>脱会</u> または ETC 会員資格の <u>取消し</u> となった場合その他理由の如何を問わず返却いたしません。	第 5 条 (本カードの新規発行手数料) ETC 本人会員又は ETC コーポレート <u>カード</u> 会員は、当社に対し、会員規約に定める年会費とは別に、第 3 条第 1 項に定める ETC カード発行の対価として、 <u>入会</u> 申込書及びホームページ等に記載する所定の新規発行手数料を支払うものとします。新規発行手数料は、 <u>退会</u> 又は ETC 会員資格の <u>取消</u> となった場合その他理由の如何を問わず返却いたしません。
第 8 条 (解約・解除) 3. 当社は、次の <u>いずれか</u> に該当する場合、第 1 号から第 5 号においては何ら催告無く、第 6 号においては義務の履行を催告し、相当期間内にその義務が履行されない場合に本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、本カードは当然に失効し、ETC 会員はただちに本カードを当社に返却するものとします。 (6) 前各号に掲げる場合を除き、ETC 会員が本規定 <u>また</u> は会員規約に違反した場合(ただし、当該違反が軽微であることを除きます。)。	第 8 条 (解約・解除) 3. 当社は、次の <u>何れか</u> に該当する場合、第 1 号から第 5 号においては何ら催告無く、第 6 号においては義務の履行を催告し、相当期間内にその義務の履行がされない場合に、本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、本カードは当然に失効し、ETC 会員はただちに本カードを当社に返却するものとします。 (6) 前各号に掲げる場合を除き、ETC 会員が本規定 <u>又</u> は会員規約に違反した場合(ただし、当該違反が軽微であることを除きます。)。
第 10 条 (利用料金決済) 1. 本カードのご利用代金の支払 <u>方法</u> は、1 回払いとします。ただし指定カードの支払 <u>方法</u> に別途 <u>規約</u> の定めがある場合は、当該 <u>規約</u> の支払 <u>方法</u> によるものとします。 4. 第 1 項及び第 2 項の <u>規約</u> にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら通行料金を ETC 会員から徴収することがあります。	第 10 条 (利用料金決済) 1. 本カードのご利用代金の支払 <u>方式</u> は、1 回払いとします。ただし、指定カードの支払 <u>方式</u> に別途 <u>特約</u> の定めがある場合は、当該 <u>特約</u> の支払 <u>方式</u> によるものとします。 4. 第 1 項及び第 2 項の <u>規定</u> にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら通行料金を ETC 会員から徴収することがあります。
第 11 条 (再発行) 本カードの再発行は、当社が認めた場合に行います。なお、この場合、ETC 本人会員又は ETC コーポレートカード会員は当社所定の手数料を支払うものとします。 <u>1.</u> 本カードの再発行により本カードのカード番号が変更となった場合は、道路事業者が実施する ETC マイレージサービス、有料道路身体障がい者割引制度などの登録型割引制度を利用する ETC 会員は、自ら、道路事業者所定の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでの本カードの利用が割引対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当社は、本カードの利用が割引対象とならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。	第 11 条 (再発行) <u>1.</u> 本カードの再発行は、当社が認めた場合に行います。なお、この場合、ETC 本人会員又は ETC コーポレートカード会員は当社所定の手数料を支払うものとします。 <u>2.</u> 本カードの再発行により本カードのカード番号が変更となった場合は、道路事業者が実施する ETC マイレージサービス、有料道路身体障がい者割引制度などの登録型割引制度を利用する ETC 会員は、自ら、道路事業者所定の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでの本カードの利用が割引対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当社は、本カードの利用が割引対象とならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。
第 12 条 (本カードの利用・貸与の停止など) 1. ETC 会員が、本規定又は会員規約に違反した場合、本カード又は指定カードの利用状況が適当でない当社が認めた場合、指定カードの有効期限が更新されない場合には、当該事象が解消されるまでの間、当社は、ETC 会員に通知することなく本カード又は指定カードもしくは両カードの利用・停止など会員規約のカードの <u>使用停止</u> と <u>返却</u> に関する条項等に定める措置をとることができるものとします。	第 12 条 (本カードの利用停止など) 1. ETC 会員が、本規定又は会員規約に違反した場合、本カード又は指定カードの利用状況が適当でない当社が認めた場合、指定カードの有効期限が更新されない場合には、当該事象が解消されるまでの間、当社は、ETC 会員に通知することなく本カード又は指定カードもしくは両カードの利用停止など会員規約のカード等の <u>利用</u> 停止に関する条項等に定める措置をとることができるものとします。
第 14 条 (当社の免責) <u>3 項新設</u>	第 14 条 (当社の免責) <u>3. 前 2 項の規定は、前 2 項に規定する事由が当社の責に帰すべき事由により生じた場合には適用されないものとします。</u>

第 17 条（個人情報の取扱いに関する同意条項）

ETC 会員は、第 10 条第 4 項の場合において道路事業者が自ら料金を徴収するために、氏名、住所及び電話番号その他 ETC 会員が当社に届け出た当該 ETC 会員の連絡先に係る情報を当社が道路事業者に対して提供する場合があることを同意するものとします。

第 17 条（個人情報の取扱いに関する同意条項）

ETC 会員は、第 10 条第 4 項の場合において道路事業者が自ら料金を徴収するために、氏名、住所及び電話番号その他 ETC 会員が当社に届け出た当該 ETC 会員の連絡先に係る情報を、当社が道路事業者に対して提供する場合があることに同意するものとします。